

新型コロナウイルス感染症に関連する事業者向け支援メニュー

本資料は仙台市が、各支援メニューを一覧形式でまとめたものです。支援メニューの内容等については、随時変更となることもございますので、各問い合わせ先にご連絡ください。

地域産業支援課作成 更新部下線(最終更新:5月12日)

ジャンル	国	県	市	メニュー	概要等	利用方法	問い合わせ先
補助金・助成金等 (お金をもらう)				休業関係 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する協力金(地域産業協力金)	対象者:新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止や営業時間の短縮に全面的に協力いただいた仙台市内で施設を運営する中小の事業者。 支給額:1事業者あたり40万円、2施設以上を有する場合には80万円	郵送での申請。 申請に必要な申請書は市のHPからダウンロードできます。	
				支援金 市内中小企業等の事業継続に向けた支援金(地域産業支援金)	対象者:市内に本社・本店・主たる事務所を置き、新型コロナウイルス感染症の影響で、2月～6月までのうち、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している大企業以外の事業者(上記協力金の給付を受けた方は対象外)。 支給額:1事業者あたり20万円 ※平成31年1月から令和2年3月までに開業・創業した方、店舗・業容を拡大した事業者の方には特例要件があります。	郵送での申請。 申請に必要な申請書は市のHPからダウンロードできます。	仙台市地域産業協力金・支援金お問い合わせ専用ダイヤル TEL:0570-085894
				助成金 商店街の魅力発信等への取り組みへの助成(商店街魅力向上支援事業)	条件:商店街として個店やエリア内の様々な魅力を地域内外に発信する取り組み(宅配事業・テイクアウト事業を含む)など、商店街の魅力を高める事業に助成。 助成額:上限50万円(助成対象経費合計額の2/3以内)	所定の申請書類に記入の上、関係書類を添えて直接地域産業支援課へご提出ください。	仙台市経済局地域産業支援課 TEL:022-214-1001
				給付金 持続化給付金	条件:売上50%以上減少 給付額:昨年1年間の売上からの減少分(法人200万円、個人事業主100万円が上限)	Web上での申請。	持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570
				補助金 小規模事業者持続化補助金	対象者:小規模事業者 内容:販路開拓や生産性向上の取組等に活用 補助額:補助対象経費の2/3以内 コロナウイルス感染症による特別枠上限100万円 通常枠上限50万円 ※新型コロナウイルス感染症による売上減少等、審査における複数の加点項目があります。	詳細は事業所の所在地によって、該当する窓口にお問い合わせください。	仙台市内(旧泉市・宮城町・秋保町を除く)の方 仙台商工会議所 経営支援グループ TEL:022-265-8127 旧泉市・宮城町・秋保町の方 みやぎ仙台商工会 TEL:022-372-3545
				休業関係 雇用調整助成金	条件:売上等5%以上減少し、労働者を一時的に休業させた場合等 内容:休業手当の中小企業4/5、大企業2/3助成(解雇等を行わない場合は中小企業9/10、大企業3/4) ※上限1人1日8330円	詳細は宮城労働局もしくはコールセンターにお問い合わせください。 なお、仙台市では、雇用調整助成金について、社会保険労務士が申請書の書き方や添付書類などについてアドバイスをを行う相談窓口を開設しています。 相談希望の方は下記にお問い合わせください。 公益財団法人仙台市産業振興事業団 人材確保支援課 TEL:022-724-1116	宮城労働局 職業対策課助成金部門 TEL:022-299-8063 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金 コールセンター TEL:0120-60-3999
				休業関係 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金(労働者に休暇を取得させた事業者向け)	条件:労働者に有給の休暇を取得させた事業者向け 内容:休暇中に支払った賃金相当額×10/10(日額8,330円上限)	支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。 ご不明点は、コールセンターにお問い合わせください。	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金 コールセンター TEL:0120-60-3999
				休業関係 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)	条件:委託を受けて個人で仕事をする方 内容:就業できなかった日について、1日当たり4,100円(定額)		学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金 コールセンター TEL:0120-60-3999
<p>【重要】上記、補助金・助成金等について ◎は、要件を満たせば、支給されます。○については、審査などございます。</p>							

ジャンル 国 県 市			メニュー	概要等	利用方法	問い合わせ先		
（お金を借りる） 融資			保証料補給対象	民間金融機関の信用保証付き融資① 「セーフティネット保証4号」	条件:売上高20%以上減少 融資限度額:8000万円 利率:年1.3% 保証料:年0.70% ※保証料は上限500万円まで仙台市補給	①融資実行は指定金融機関からになります。 最初に金融機関へのご相談を推奨しております。 ②制度利用にあたり、仙台市の認定が必要となります。経済局地域産業支援課にお問い合わせください。	仙台市経済局地域産業支援課 TEL:022-214-8796	
			保証料補給対象	民間金融機関の信用保証付き融資② 「セーフティネット保証5号」	条件:売上高5%以上減少・全業種 融資限度額:8000万円 利率:年1.3% 保証料:年0.67% ※保証料は上限500万円まで仙台市補給			
			保証料補給対象	民間金融機関の信用保証付き融資③ 「危機関連保証」	条件:売上高15%以上減少 融資限度額:5000万円 利率:年1.3% 保証料:年0.80% ※保証料は上限500万円まで仙台市補給			
			保証料	仙台市制度融資向け保証料補給	条件:上記、セーフティネット保証関連融資(4号・5号)、危機関連保証関連融資を活用する中小企業者 内容:保証料を上限500万円まで仙台市が補給	仙台市より送付される申請書を提出することが必要となります。申請書は5月8日より対象融資の確認ができた方から送付します。 なお、申請書の提出時には①対象資金の融資実行が確認できる書類(融資契約書等)と②当初支払った保証料がわかる書類(「信用保証決定のお知らせ」等)の添付が必要です。		
		○	○	融資	民間金融機関による実質無利子・無担保融資(宮城県新型コロナウイルス感染症対応資金) (★実質無利子・無担保対象)	条件:SN保証4号・SN保証5号・危機関連保証の認定を受けていること 融資限度額:3000万円 利率:年1.3% ※利子は最大当初3年間分を全額補給 保証料:年0.85% ※保証料は当初分を最大全額補給	融資実行は取扱金融機関からになります。最初に金融機関へのご相談を推奨しております。	宮城県経済商工観光部商工金融課 (商工金融班) TEL:022-211-2744
			○	融資	災害復旧対策資金	条件:売上高10%以上減少 融資限度額:5000万円 利率:年1.6%以内 保証料:年0.45%～1.00%	詳細は宮城県にお問い合わせください。 仙台市の事業者は仙台市で認定いたします。	宮城県経済商工観光部商工金融課 (商工金融班) TEL:022-211-2744
		○		生活資金	緊急小口資金 緊急かつ一時的な生計維持の貸付	条件:主に休業された方 融資限度額:学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内 無利子	詳細は仙台市社会福祉協議会にお問い合わせください。	仙台市社会福祉協議会 TEL:070-1398-1681、070-3105-3485 080-9190-5476、090-6088-4507 080-9190-2546、080-7998-2206 080-4478-5025、090-6071-5795
		○		生活資金	総合支援資金(生活支援費) 緊急かつ一時的な生計維持の貸付	条件:主に失業された方 融資限度額:(二人以上)20万円以内(単身)10万円以内 ※貸付期間は原則3月以内 無利子		
		○		実質無利子・無担保	日本政策金融公庫 新型コロナウイルス感染症特別貸付 (★実質無利子・無担保対象)	条件:売上高5%以上減少・中小企業向け 融資限度額:30000万円 利率:年1.11% →当初3年間、10000万円までを限度に、利率0.21%	詳細は日本政策金融公庫にお問い合わせください。	日本政策金融公庫 仙台支店 中小企業事業 TEL:022-223-8141
		○		実質無利子・無担保	日本政策金融公庫 新型コロナウイルス感染症特別貸付 (★実質無利子・無担保対象)	条件:売上高5%以上減少・個人事業主、小規模事業者向け 融資限度額:6000万円 利率:年1.36% →当初3年間、3000万円までを限度に、利率0.46%	詳細は日本政策金融公庫にお問い合わせください。	日本政策金融公庫 仙台支店 国民生活事業 TEL:022-222-5173、022-222-5377
	○		実質無利子・無担保	商工中金による「危機対応融資」 (★実質無利子・無担保対象)	条件:売上高5%以上減少 融資限度額:30000万円 利率:年1.11% →当初3年間、10000万円までを限度に、利率0.21%	詳細は日本政策金融公庫にお問い合わせください。	商工組合中央金庫 仙台支店 TEL:022-225-7411	

ジャンル 国 県 市				メニュー	概要等	利用方法	問い合わせ先
（お金を借りる） 融資	○		実質無利子・無担保	小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資） ※新型コロナウイルス対策別枠 （★実質無利子・無担保対象）	条件：売上高5%以上減少・小規模事業者 融資限度額：1000万円 無担保・保証人不要 利率：運転資金年1.21%・設備資金年0.71% →当初3年間 運転資金年0.31%・設備資金年0.31%	詳細は事業所の所在地によって、該当する窓口にお問い合わせください。	仙台市内（旧泉市・宮城町・秋保町を除く）の方 仙台商工会議所 経営支援グループ TEL:022-265-8127 旧泉市・宮城町・秋保町の方 みやぎ仙台商工会 TEL:022-372-3545
	○			生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 （★実質無利子・無担保対象）	条件：売上高5%以上減少・生活衛生関係営業（旅館、飲食、理容店など）※振興計画認定組合の組合員以外は設備資金のみ 融資限度額：6000万円 無担保 利率：運転資金年1.36%→当初3年間 年0.46%	詳細は日本政策金融公庫にお問い合わせください。	日本政策金融公庫 仙台支店 国民生活事業 TEL:022-222-5173
	○		生活衛生	新型コロナウイルス対策衛経融資	条件：売上高5%以上減少・生活衛生関係営業（旅館、飲食、理容店など） 融資限度額：1000万円 無担保 利率：運転資金年1.21%→当初3年間 年0.31%	詳細は日本政策金融公庫にお問い合わせください。	日本政策金融公庫 仙台支店 国民生活事業 TEL:022-222-5173
	○			衛生環境激変対策特別貸付	条件：売上高5%以上減少・旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方 融資限度額：1000万円（旅館業は別枠3000万円） 利率：年1.91%→振興計画認定組合の組合員は、当初3年間 年1.01%	詳細は日本政策金融公庫にお問い合わせください。	日本政策金融公庫 仙台支店 国民生活事業 TEL:022-222-5173
税金関係		○	市税	市税についての相談窓口	お支払いの猶予・分納についてご相談を希望される方は、問い合わせ先にご相談ください。	詳細は各区の相談窓口にお問い合わせください。	青葉区 北徴収課 022-214-8152 泉区 北徴収課 022-214-5027 宮城野区、若林区 南徴収課 022-214-8153 太白区 南徴収課 022-214-8154 仙台市外 徴収対策課 022-214-8661
		○	水道	水道料金・下水道使用料についての相談窓口	お支払いの猶予・分納についてご相談を希望される方は、問い合わせ先にご相談ください。	詳細は各区の相談窓口にお問い合わせください。	青葉区・泉区でご利用の方 水道局北料金センター 022-371-8830 宮城野区・若林区・太白区でご利用の方 水道局南料金センター 022-304-0023
	○	○	固定資産税	固定資産税・都市計画税の課税標準を軽減する特例の創設	2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率によって、令和3年度分の固定資産税（事業用家屋又は償却資産が対象です。）に係る課税標準が次の割合で軽減される特例が創設されました。 30%以上50%未満の減少→2分の1 50%以上減少→全部	事業収入の減少等の確認を認定経営革新等支援機関等から受けた上で、令和3年1月末までに、固定資産の所在する市町村に申告を行います。 ※詳細は順次ホームページ等でお知らせします。	中小企業の相談窓口 中小企業庁 TEL:0570-077322
○	○		固定資産税の特例の拡充・延長	市町村から「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者は固定資産税の課税標準の軽減を受けることができる特例があります。この特例は令和3年3月末までに認定計画に基づいて取得された生産性向上設備が対象となっていました。適用期限を2年間延長するとともに、その対象に事業用家屋及び構築物が追加されました。	市町村から先端設備等導入計画の認定を受けた後、実際に設備投資を実施。その後、令和3年1月末を目途に、固定資産の所在する市町村に申告を行います。 ※詳細は順次ホームページ等でお知らせします。	固定資産税の軽減に関するお問い合わせ 資産税企画課 TEL:022-214-4442	

ジャンル	国	県	市	メニュー	概要等	利用方法	問い合わせ先
雇用支援				○ 求職者向け 就職活動中の学生等向けのオンライン相談の実施	新型コロナウイルスの感染予防対策の一環として、キャリア・コンサルティング(しごとに関する個人向け相談窓口)を対面方式からオンライン方式に移行しています。	詳細は仙台市産業振興事業団にお問い合わせください。	公益財団法人仙台市産業振興事業団 人材確保支援課 TEL:022-724-1116
				○ オンラインによる就職活動を行う学生を対象としたスペースの無償貸し出し	新型コロナウイルスの感染拡大防止措置として企業の採用活動が急速にオンラインにシフトしてきていることから、就職活動をしている方向けに、オンライン就活用の会場を無料で貸し出しています。		
				○ 企業向け 企業における採用活動のオンライン化導入支援	新型コロナウイルスの感染拡大防止措置の一環として、企業向けに実施している「採用コンサルティング」内で、ウェブ面接・ウェブ企業説明会の導入支援をしています。		
その他				○ 情報発信 テイクアウトはじめましたプロジェクトin仙台	新たにテイクアウトや宅配サービスなどを行う市内の飲食店や宿泊事業者等を応援するため、「テイクアウトはじめましたプロジェクトin仙台」を実施しています。	掲載希望の方は事務局にお問い合わせください。	仙台市文化観光局東北連携推進室 TEL:022-214-8482
				○ 仙台NEWSCAST及び仙台市経済局Facebookでの情報発信	新型コロナウイルス感染症を要因とした需要落ち込み等に対策を講じる際の情報発信支援として、プレスリリースサービス「仙台NEWSCAST」及び仙台市経済局Facebookをご利用いただけます。	希望の方は仙台市経済局経済企画課にお問い合わせください。	仙台市経済局経済企画課 TEL:022-214-8275
				○ 相談 事業者向け特別相談窓口の設置	仙台市産業振興事業団では、各種専門家が無料で経営相談に対応。新型コロナウイルスの感染予防等の理由から来訪が難しい方には、ビデオ会議システム「Zoom」によるオンライン方式での相談も承ります。	詳細は仙台市産業振興事業団にお問い合わせください。	公益財団法人仙台市産業振興事業団 経営支援課 TEL:022-724-1122
				○ 雇用調整助成金申請支援 相談窓口の設置	雇用調整助成金について、社会保険労務士が申請書の書き方や添付書類などについてアドバイスを行う相談窓口を開設しています。	5月7日より毎日午前10時～午後4時・予約制(1日最大5組) 詳細は仙台市産業振興事業団にお問い合わせください。	公益財団法人仙台市産業振興事業団 人材確保支援課 TEL:022-724-1116